（課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課の所掌事務）

第四百七十四条　課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課は、国税庁長官の定めるところにより、次に掲げる事務（課税総括課並びに東京国税局にあっては、資料総括課及び統括国税実査官並びに関東信越国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、統括国税実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～三　略］

四　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）に関する事務で、国税局長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）で、処理困難なものとして国税局長が課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

（審理官の職務）

第四百七十七条の二　札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局の審理官は、第四百六十八条の三各号に掲げる事務をつかさどる。

２　東京国税局及び大阪国税局の審理官は、第四百六十八条の三各号に掲げる事務のうち国税局長が指定するものを分掌する。

（統括国税実査官の職務）

第四百八十条　統括国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［号を削る。］

一　第四百六十八条第三号及び第六号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関すること。

二　第四百六十八条の二第一号及び第二号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関すること。

［三・四　略］

五　第一号及び第四号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

（鑑定官）

第四百八十三条　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官六十四人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千五百一人以内を置く。

（課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課の所掌事務）

第四百七十四条　課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課は、国税庁長官の定めるところにより、次に掲げる事務（課税総括課並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、統括国税実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～三　同上］

四　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの及び報告事項の提供に関するものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして国税局長が課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

（審理官の職務）

第四百七十七条の二　札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局の審理官は、第四百六十八条の二各号に掲げる事務をつかさどる。

２　東京国税局及び大阪国税局の審理官は、第四百六十八条の二各号に掲げる事務のうち国税局長が指定するものを分掌する。

（統括国税実査官の職務）

第四百八十条　統括国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　第四百六十八条第三号及び第四号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関すること。

二　第四百六十八条第五号及び第八号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関すること。

［号を加える。］

［三・四　同上］

五　第二号及び第四号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

（鑑定官）

第四百八十三条　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官六十二人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千四百七十五人以内を置く。